

(添付資料2) サービス料の支払について

1. サービス料の構成

サービス料を構成する要素は以下のとおり。

区分	支払の対象となる業務		内 容	備考	
	業務 番号	業務名			
サービス料	施設整備費(初期投資)相三分	A	設計業務	左記業務にかかる以下の費用 設計・工事費用 備品・什器調達費 本件工事にかかる工事監理料 事業者の開業に伴う費用(各種調査費用を含む) 建中金利 融資組成手数料その他建設に関する初期投資と認められる費用等 上記～の合計のうち市の割賦支払にかかる支払利息	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館情報システム初期整備にかかる費用は、サービス料には含まず、サービス料に含む。 ・軽食コーナーの独立採算部分の備品・什器調達費はサービス料には含まない。 ・不動産取得税に関しては、選定事業者が施設を原始取得し、6ヶ月以内に未使用のまま市に譲渡した場合は、非課税となる。 ・市は公有財産の保存登記を行わないため、施設引渡しに際し特段の費用は発生しない。
		B	建設・施工監理業務		
サービス料	維持管理費相当分	C	維持管理業務	左記維持管理業務にかかる以下の費用 電気、ガス、上下水道、電話代(電話回線の加入費、月額基本料金及び通話料。) 業務委託費及び委託にかかる事務諸経費 開館前に必要な費用	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、上下水道、電話回線の供給及び利用手続きに関し、選定事業者が契約者となる。 ・電気、ガス、上下水道、電話代は、「D図書館運営業務」にかかる同費用も含む。但し、図書館情報システムに係わる専用回線のインシヤル、月額基本料金及び通話料はサービス料に含む。 ・駐車場料金は市の収入とする。
		C-1	建築物保守管理業務		
		C-2	建築設備保守管理業務		
		C-3	植栽・外構保守管理業務		
		C-4	清掃業務		
		C-5	環境衛生管理業務		
		C-6	駐車場管理業務		
		C-7	警備業務		

区分	支払の対象となる業務		内 容	備 考	
	業務 番号	業務名			
サービス料	運営費相当分	D	図書館運営業務	左記運営業務のうち、選定事業者が担当する業務にかかる以下の費用 業務委託費及び委託にかかる事務諸経費 開館前に必要な費用 S P Cの運営に必要な経費(人件費、監査費用等)	<ul style="list-style-type: none"> ・「D-1 開館準備業務」のなかの情報資料初期購入分、既存データの移行にかかる費用はサービス料に含まず、それぞれ、サービス料、サービス料に含むものとする。 ・「D-1 開館準備業務」にかかる費用のうち、施設引渡しから開館までに相当する期間に、開館後の通常の運営体制で必要となる費用に相当する額は、サービス料に含め、それを超える分は、サービス料に含むものとする。 ・「D-3-4-5 個人・団体の新規利用者登録及び登録解除」にかかる利用カード作成費用は選定事業者負担とする。 <p>(参考)登録率</p> <p>a) 開館年度登録率 30%</p> <p>b) 新規年間登録率 3%</p> <p>(登録者数/サービス人口)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「D-4 情報資料整備業務」のなかで情報資料購入にかかる費用は、サービス料に含まず、サービス料に含むものとする。 ・運営業務に必要な文具、消耗品のうち、選定事業者が担当する業務に必要なものは選定事業者の負担とし、市が担当する業務に必要なものについては、市の負担とする。 ・図書館利用者が情報資料の複写に利用したコピー料金は市の収入とし、これにかかるコピー用紙は市の負担とする。
		D-1	開館準備業務		
		D-2	総括業務		
		D-3	サービスの業務		
		D-4	情報資料整備業務		
		D-5	図書館ネットワーク業務		
		D-6	公民館等図書室業務		

区分	支払の対象となる業務		内 容	備考	
	業務番号	業務名			
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送費のうち、選定事業者が担当する業務に必要なもの（利用者に対する情報資料返却の督促、相互貸借等）は選定事業者の負担とし、市が担当する業務に必要なものは市の負担とする。 ・ 軽食コーナーを運営することによって得られる売上は選定事業者の収入とする。 ・ 選定事業者は、軽食コーナーの施設使用料を、長崎市行政財産使用料条例に基づき、市に支払う。（次表、施設使用料積算式を参照） 	
サービス料	情報資料購入費	D D-1 D-4	図書館運営業務 開館準備業務 情報資料整備業務	左記業務にかかる以下の費用 情報資料初期購入費 初期購入費にかかる支払利息 情報資料定常購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報資料の購入にかかる費用には、情報資料本体価格、装備費、書誌データ代が含まれるものとする。 ・ I C タグを導入する場合は、図書センターから搬入する約 5 万点の既存情報資料、及び公民館等図書室の既存情報資料への貼付分も選定事業者の負担とする。
サービス料	図書館情報システム初期整備費及び更新費相当分	D D-1 D-7 うち D-7-1 D-7-2 D-7-3	図書館運営業務 開館準備業務 図書館情報システム業務 図書館情報システム導入・更新計画策定 図書館情報システム初期整備 図書館情報システム更新整備業務	左記業務にかかる以下の費用 既存データ移行費用 上記の他、開館前に必要な費用 導入計画に策定にかかる費用 図書館情報システムの初期整備費 更新計画策定にかかる費用 図書館情報システムの 2 度の更新費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館情報システムには、本図書館の図書館情報システムのソフト、利用者のための検索機器（OPAC 等）、選定事業者及び市の職員が使用する P C、LAN 関連が含まれるものとする。 ・ 旧システムからの既存データ抽出にかかる費用は市の負担とする。

区分	支払の対象となる業務		内 容	備考	
	業務番号	業務名			
サービス料	図書館情報システム保守管理費	D	図書館運営業務	左記業務にかかる以下の費用 図書館情報システムの保守管理業務委託料及び委託にかかる事務諸経費 図書館情報システムに係わる専用回線のイニシャル、月額基本料金及び通信料	・図書館情報システムの保守管理業務とは、図書館情報システムの保守、運用ソフト支援サービスをいう。
		D-7	図書館情報システム業務		
		うち			
		D-7-4	図書館情報システム保守管理		

軽食コーナー（独立採算部分）の施設使用料積算式について

施設使用料は、本図書館等施設および土地全体（建築面積相当）を使用した場合の額を積算したうえで、建物全体に対する当コーナーの面積按分において1年分の使用料を求める。

なお、施設の使用にあたっては毎年度、市の許可を受けることとし、この際使用料を見直す可能性がある。

【積算式】

$(\text{建物工事金額} \times 6/100 + @613,109 \text{ 円/m}^2 \times \text{建築面積} \times 3/100) \times 105/100 \times \text{面積按分} (\text{当コーナーの床面積/建物全体の延床面積})$

* 「@613,109 円/m²」は、本敷地の現在の評価額より市が積算した基礎数値であり、変更の可能性がある。

* 「建物工事金額」は事業者が市に請求する建設費のうち建物部分のみであり、これは地下駐車場の建設費は含むが、外構等の建設費は含まない。また「建築面積」は事業者が計画する数値になる。

2. 各サービス料の支払方法

(1) サービス料

1) 一括支払分

- 当該サービス料を構成する費用のうち、下表に示す各費用に相当する額は、施設引渡し後に一括で支払う。
- なお、下表の工事費には地下駐車場分は含まない。地下駐車場工事費は、施設全体の工事費（外構工事費を除く）を施設全体の延床面積に対する地下駐車場面積比率に応じて按分することにより求め、「割賦支払分」に含める。
- また、什器・備品等費用と設備工事費との区分は「設計・建設業務要求要求水準書」添付資料7を参照のこと。

費目	
設計委託費	実施設計
工事費	図書館工事費
	設備工事費
	外構工事費

2) 割賦払分

- 残額は、維持管理運営期間に亘り、2008年1月(予定)を初回、2022年10月(予定)を最終回に、毎年度四半期ごとの計60回の元利均等払いにて支払う。

(2) サービス料 及びサービス料

- 当該両サービス料は、維持管理運営期間に亘り、モニタリングの上、毎年度四半期ごとに支払う。なお、事業期間最終四半期（2022年度10～12月）の業務履行に対する対価の支払は事業終了後となる。

(3) サービス料

- 初期購入費相当分（開館までの購入費分）と定常購入費相当分（開館後毎年の購入費分）に分けて支払う。

1) 初期購入費相当分

- 情報資料の初期購入費に対する市の予算571,429千円（消費税を除く。装備費（磁気テープ又はICタグ、バーコード、フィルム等の貼付）書誌データ代を含む。）を、選定事業者より提案のあった金利を用い、維持管理運営期間に亘り、2008年1月（予定）

を初回、2022年10月(予定)を最終回に、毎年度四半期ごとの計60回の元利均等払いにて支払う。選定事業者は初期購入分として約25万点を購入するものとする。

- なお応募者は、提案にあたっては、市の情報資料初期購入費予算571,429千円(消費税を除く。装備費(磁気テープ又はICタグ、バーコード、フィルム等の貼付)、書誌データ代を含む。)を入札価格に算入すること。

2) 定常購入費相当分

- 市は、定常購入の年間予算76,190千円(消費税を除く。装備費(磁気テープ又はICタグ、バーコード、フィルム等の貼付)、書誌データ代を含む。)以内で、モニタリング後、購入分に相当する額を毎年度四半期ごとに支払う。なお、事業期間最終四半期(2022年度10~12月)の業務履行に対する対価の支払は事業終了後となる。選定事業者は、毎年度、本図書館分と公民館図書室等分を併せて4~5万点を購入する。
- なお応募者は、提案にあたっては、市の毎年度の情報資料定常購入費予算76,190千円(消費税を除く。装備費(磁気テープ又はICタグ、バーコード、フィルム等の貼付)、書誌データ代を含む。)を入札価格に算入すること。

(4) サービス料

1) 初期整備にかかる費用相当分

- 市は、選定事業者から提案のあった、導入計画策定費、既存データ移行費、その他開館前に必要な経費及び図書館情報システム初期整備費に相当する額を、モニタリングの上一括払いにて支払う。

2) 更新にかかる費用相当分

- 更新にかかる費用相当分は、前節の初期整備にかかる費用相当提案価格(物価変動勘案後)をベース(更新費ベース)にし、新規に付加する機能がある場合には、その部分について、別途の額を加える。
- 上記を前提に、5年毎の更新時に市と事業者の双方で更新内容について協議を行い、当該費用相当分を決定する。なお、市が現在の業務要求水準以上のものを要求しない場合は、初期整備にかかる費用相当提案価格(物価変動勘案後)が当該費用相当分となる。
- なお応募者は、提案にあたっては、5年毎の更新費として初期整備にかかる費用相当提案価格(消費税を除く)と同額を入札価格に算入すること。

- 2012年度の更新時の当該費用相当分を、2013年度~2017年度の5年間で毎年度四半期ごとの均等払いにて支払う。

- 2017年度の更新時の当該費用相当分を、2018年度~2022年度の5年間で毎年度四半期ごとの均等払いにて支払う。

(5) サービス料

- 維持管理運営期間に亘り、モニタリングの上、毎年度四半期ごとに支払う。なお、事業期間最終四半期(2022 年度 10 ~ 12 月)の業務履行に対する対価の支払は事業終了後となる。

3 . サービス料の改定

(1) 改定に対する基本的な考え方

1) 建設期間中のサービス料の見直しは行わない

建設期間中の金利リスク、物価リスクは事業者の負担としているため、建設期間中はサービス料の見直しは行わない。

2) 維持管理運営期間中のサービス料は物価変動及び金利変動を勘案し改定

物価変動は 4 年毎に反映、金利変動は 10 年目に反映し、サービス料を見直す。

物価変動を反映しない固定期間において大幅な物価変動があった場合は、市あるいは選定事業者の申し出に従い、関係者協議会の場において、その負担について協議を行う。

3) 維持管理・運営期間中の運営業務に対するサービス料は、図書館利用頻度の増加を反映し増額する。

市民の図書館利用頻度が増すことで、選定事業者の支出が増加することを考慮し、運営業務に対するサービス料に増加経費相当分を上乗せする。

(2) 物価変動に基づく改定

1) 対象となるサービス料

サービス料、サービス料、サービス料(定常購入相当分)、サービス料(更新費相当分)、サービス料を対象に改定する。具体的には次表のとおりサービス料構成費用毎に適性な指標に基づき改定を行う。

(指標)

	構成費用	使用する指標	計算方法
サービス料	建築物保守管理業務委託費	「企業向けサービス価格指数」設備管理（日銀調査統計局）	改定率
	建築設備保守管理業務委託費 （実験室設備保守管理業務を含む）	「企業向けサービス価格指数」設備管理（日銀調査統計局）	改定率
	植栽・外構保守管理業務委託費	「企業向けサービス価格指数」建物サービス平均（日銀調査統計局）	改定率
	清掃業務委託費	「企業向けサービス価格指数」清掃（日銀調査統計局）	改定率
	環境衛生管理業務委託費	「企業向けサービス価格指数」衛生管理（日銀調査統計局）	改定率
	駐車場管理業務委託費	「企業向けサービス価格指数」建物サービス平均（日銀調査統計局）	改定率
	警備業務委託費	「企業向けサービス価格指数」警備（日銀調査統計局）	改定率
	電気、ガス、水道、電話代	料金改定を踏まえ改定	
サービス料	図書館運営業務委託費	「毎月勤労統計調査」実質賃金指数/調査産業計現金給与総額（厚生労働省）	改定率
サービス料 （定常購入分）	情報資料購入費	「消費者物価指数」教養娯楽/書籍・他の印刷物/全国（総務省統計局）	改定率
サービス料 （更新費分）	図書館情報システム更新費	「消費者物価指数」総合/全国（総務省統計局）	改定率
サービス料	図書館情報システム保守管理業務委託費	「企業向けサービス価格指数」情報サービス平均（日銀調査統計局）	改定率
	通信費	料金改定を踏まえ改定	

2) 改定方法

サービス料、サービス料、サービス料（定常購入相当分）、サービス料は、提案時点から当該サービス料の支払開始時点までに約3年が経過することから、まず支払開始時の2007年度に改定し、その後は4年ごとの2011年度、2015年度、2019年度に、次表に示すとおりサービス料構成費用毎に前回改定年度の金額を基準に改定率を乗じ、改定年度4月1日以降のサービス料に反映させる。

サービス料（更新費相当分）は、更新時に改定する。

改定にあたっては、初期整備費を基準に改定率を乗じ、2012年度更新分については、2013年度4月1日以降のサービス料に反映させる。2017年度更新分については、2018年度4月1日以降のサービス料に反映させる。

なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（改定率及び計算方法）

改定率の場合	$AP_t = AP_{t-4} \times (CSPI_{t-1} / CSPI_{t-4})$
改定率の場合	$AP_t = AP_{t-4} \times (RWI_{t-1} / RWI_{t-4})$
改定率の場合	$AP_t = AP_{t-4} \times (CPI_{t-1} / CPI_{t-4})$
改定率の場合	2012年度更新費ベース = 初期整備費 × (CPI _{2011年度} / CPI _{2007年度}) 2017年度更新費ベース = 初期整備費 × (CPI _{2016年度} / CPI _{2007年度})
AP _t : t年度のA業務のサービス料	
AP _{t-4} : t-4年度のA業務のサービス料	
CSPI : 企業向けサービス価格指数	RWI : 実質賃金指数
CPI : 消費者物価指数	
但し、2007年度の改定は、提案額をベースに、各指標の2004年度から2006年度の変化を反映する。	

（3）金利変動に基づく改定

1）対象となるサービス料

- サービス料のうち割賦払い相当分
- サービス料のうち初期購入費相当分

2）改定方法

- 基準金利の変動に伴い、開館10年経過後に金利の改定を行なう。
- 支払方法は元利均等払とし、各支払時の金額の計算方法は次のとおりとする。

1～10年目	[(元金の3分の2の金額) を10年間40回払いで元利均等返済する額] + [(元金の3分の1の金額) に対する金利]
11～15年目	(元金の3分の1の金額) を5年間20回で元利均等返済する額

3) 金利の改定

割賦金利の内訳

次に示す基準金利と提案されたスプレッドの合計とする。

基準金利及び基準日

事業年度	基準金利	基準日
供用開始～10年目	東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されるTOKYOSWAP REFERENCE RATE(TSR) 6ヶ月LIBORベース10年物(円・円)スワップレートとする。	事業契約において合意された本図書館引渡し日の2営業日前(銀行営業日でない場合はその前営業日)
11年目～15年目	東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されるTOKYOSWAP REFERENCE RATE(TSR) 6ヶ月LIBORベース5年物(円・円)スワップレートとする。	2018年4月1日の2営業日前(銀行営業日でない場合はその前営業日)

(4) 図書館利用頻度の増加に基づく改定

1) 対象となるサービス料

- サービス料 (物価変動と貸出点数の増減の双方を考慮)

2) 改定方法

- 本図書館の年間利用頻度を、情報資料の年間貸出点数を指標とし測定し、180万点/年をベース(公民館等図書室の貸出点数は含まない。)に180万点から20万点増加するごとにサービス料に応募者の提案額(「上乗せ金額(a)」)を上乗せする。
- 応募者は、年間貸出点数が20万点増加することにかかる経費を踏まえ、サービス料に「上乗せする金額(a)」を提案する(様式6-13)。
- 本改定の初回は、2008年10月～2009年9月までの1年間の貸出状況を踏まえ、2009年度第4四半期の業務履行に対する支払時に実施する。2010年度以降の支払への反映も当該年度の前年度10月～当該年度9月までの1年間の貸出状況を踏まえるものとする。

	貸出点数カウント対象時期	上乗せ時期
初回	2008年10月～2009年9月	2009年度第4四半期の業務履行に対する支払時
2	2009年10月～2010年9月	2010年度第4四半期の業務履行に対する支払時
⋮	⋮	
最終回	2021年10月～2022年9月	2022年度第3四半期の業務履行に対する支払時

- なお応募者は、年間180万点の情報資料貸出があることを前提に、図書館運営業務にかかる業務量及びコストを算定したうえで当該サービス料を積算し入札価格に算入すること（様式5-26、様式6-9、様式6-10、様式6-11、様式6-12）。

3) ベースの見直し

- 応募者から提案を求めるにあたっては年間貸出点数のベースを180万点と置くが、開館後2年度目及び3年度目の実績に基づき、市と選定事業者との協議によりベースを+ - 20万点の倍数の幅で見直す。サービス料の年間支払額は、ベースの見直し幅に応じ、180万点をベースとした提案額から提案の「上乗せ金額(a)」の金額の倍数の幅で変更する。